

オンライン資格確認等システム・マイナンバーカードの保険証利用に係るQ & A

【DV等被害者からの情報不開示請求・特定健診情報の情報照会に係る不同意申出】関連

Q1 DV等被害者からの情報不開示請求や特定健診情報の情報照会に係る不同意申出は、事業主が申請書を提出するのでしょうか？

DV等被害者からの情報不開示請求について、原則、申請者は加入者本人（被扶養者が被害者の場合、被扶養者本人）になります。特定健診情報の情報照会に係る不同意申出につきましても原則、申請者は加入者本人になります。

社員の皆様への手続きの周知にご協力願います。

申請書様式等、当組合ホームページにも掲載しています。

【特定健診データ等の保険者間引継ぎ】関連

Q2 特定健診データ等の保険者間引継ぎにおける「特定健診データ等」とはなんですか？

「特定健診データ等」とは、特定健診データ（身長・体重・血圧・血糖・血中脂質・肝機能・尿検査等の検査値、問診の結果、「血圧・血糖・血中脂質の治療薬」の服薬状況、喫煙・飲酒、食事・運動等の生活習慣）になります。

Q3 特定健診データ等の保険者間引継ぎにおいて、引継ぎされた健診結果データをどのように活用されるのですか？

保険者が新規加入者の過去の特定健診データを活用して、本人の過去の状況や病歴などの特性に応じた保健事業の実施が想定されています。経年の特定健診結果に基づいた保健指導やその他の保健事業の提供が可能になります。

Q4 特定健診データはどのくらい保存されており、データ引継ぎの対象になりますか？

特定健診データは保存期間が5年間とされており、引継ぎ対象は過去5年間の健診データになります。過去5年以前の健診結果については保存期間を経過しており引継ぎはできないこととなります。

【マイナンバーカードの保険証利用】関連

Q5 マイナンバーカードで医療機関等を受診した場合、マイナンバーカードを受付に預けたり、マイナンバーを記録されたりするのですか？

マイナンバーカードそのものを医療機関等の受付に預ける必要はなく、受診者本人がカード読取機にて顔認証等により受付を行います。読取機ではマイナンバーカード内のICチップの「電子証明書」を読み取ります。医療機関等でマイナンバーそのものは使用しません。医療機関等でマイナンバーと診療情報が直接紐付くことはありません。また、顔写真が機器に保存されることはありません。

Q6 マイナンバーカードの保険証利用のための手順はどうなっていますか？

事前準備として、

- 申込者本人のマイナンバーカード +市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)
- マイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はパソコンとICカードリーダー)
- マイナポータルアプリのインストール

- ① スマホ等ブラウザで「マイナポータル」と検索、マイナポータルへアクセスする。
- ② 「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする。
- ③ 利用規約等を確認して、同意する。(併せて、マイナポータルの利用者登録ができます。)
- ④ マイナンバーカードを読み取る。(4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。)

【その他】

Q7 マイナンバーを他人に見られるのは不安なのですが…

本人以外がマイナンバー（個人番号）そのものを使って何らの手続きをすることはできない仕組みとなっています。（顔写真付の本人確認書類が必要）
また、マイナンバーとプライバシー性の高い情報が直接紐付いて保存されてはいません。

Q8 マイナンバーカードを持ち歩くのが心配ですが…

健康保険証として使えるようになっても、受診歴や薬剤情報などがカードの IC チップに入ることはありません。
落としたり、失くしたりした場合は、[フリーダイヤル 0120-95-0178](tel:0120-95-0178) へご連絡ください。24 時間 365 日体制でカード利用停止を受け付けています。
マイナンバーカードの利用には暗証番号等の認証が必要です。暗証番号を一定回数間違えるとカードがロックされます。

Q9 マイナンバーカードの IC チップにはどんな情報が入っていますか？

券面に記載されている情報（氏名・住所・生年月日・顔写真）と電子証明書が入っています。
不正に情報を読み出そうとすると IC チップが壊れる仕組みとなっています。

Q10 マイナンバー（個人番号）が未提出の場合は、どのような影響がありますか？

マイナンバーが未登録の方については、マイナンバーカードだけでなく保険証でもオンライン資格確認ができません。加入者はマイナンバーを事業主に届け出ている一方、事業主が健康保険組合に届け出していない場合、オンライン資格確認ができないため、医療機関等の窓口でスムーズに受付されない可能性が生じます。そのため、別途健康保険組合へ資格情報の照会が医療機関等より寄せられることも考えられます。